

鳥取県補助金等審査会（中山間地域等関係事業審査会）委員 公募要項

1 目 的

中山間・地域振興課の所管する中山間地域・まちなか振興関係補助事業に係る審査会の委員を公募し、県民の視点を入れた議論を行う。

2 公募委員の役割

公募委員は、審査会に出席し、その他の委員とともに一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業及び地域づくり助成事業（共生の地域づくり助成事業、活力ある地域づくり助成事業）の順位付けに関する事項等について審査を行う。

3 募集内容

公募委員の募集に当たっては、次のとおりとする。

(1)応募資格

鳥取県民の方で、次のすべての要件を満たすこと

- ①中山間地域、まちなかの活性化等の取組に関心があり、携わっていること
- ②県内在住の満18歳以上であること（令和8年10月1日現在）
- ③令和9～10年度に本補助金を活用して実施する事業の関係者でないこと
- ④就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと
- ⑤年1～2回程度、主に鳥取市内で平日昼間に開催される会議に参加できること
- ⑥鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと
- ⑦国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと

(2)応募方法等

所定の応募様式により、予め設定された期限までに提出先に必要事項を記載した書類を提出する方式とする。

(3)応募に当たっての留意事項

応募者の住所・氏名等と併せて携わっている取組の内容、応募動機を記載することとする。

(4)募集人数

公募する委員は1名とする。

(5)応募期間

令和8年10月7日（水）～10月20日（火）必着（2週間）

(6)任命の時期及び任期

任命の日（令和8年11月頃を予定）から翌年度の末日まで

(7)応募書類提出先

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課（鳥取市東町一丁目220）

4 委員の決定

委員は、応募書類による書類選考を経て決定する。選考は中山間・地域振興課職員で構成する

選考委員により実施する。

5 決定後の手続等

選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。

6 その他

- ・応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しないこととする。
- ・公募委員は審査会の議事録など、審査会関係の資料(氏名及び発言内容)は全て公開することに同意されたものとして取り扱う。
- ・公募委員として審査会に出席される場合には、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。
- ・その他、公募に関する具体的な手続きについては、中山間・地域振興課が行う。